

愛知県告示第1014号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る昭和52年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

法第14条第3項ただし書の規定による「補助金の額が寡少」であるとは、1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合とし、これに該当する学校法人については、当該年度に限り公認会計士等の監査報告書の添付を免除する。

昭和50年愛知県告示第311号（私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定）は、廃止する。

昭和52年10月11日

愛知県知事 仲 谷 義 明

- 1 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。
- 2 1に定めるもののほか、昭和51年度以後に新たに法第14条第3項の規定の適用を受ける学校法人（法による改正前の私立学校法第59条第9項後段の規定の適用を受けた学校法人を除く。）にあつては、同項に規定する監査報告書を添付することとなる初年度については、「当該会計年度における会計制度の運用状況及び同年度末における会計制度の整備状況」、翌年度については、「当該会計年度における会計制度の整備及び運用状況並びに当該会計年度の資金収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われ、同年度の資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうか。